

3 総合戦略

1 歴代三役・名誉市民

(1) 歴代市長

令和5年4月現在

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	小里頼永	明40.7	昭12.8
2	百瀬興政	昭12.8	// 14.4
3	百瀬渡	// 15.4	// 19.4
4	平林盛人	// 19.5	// 20.3
5	平山泰	// 20.7	// 21.3
6	赤羽幾一	// 21.6	// 21.12
7	筒井直久	// 22.4	// 26.4
8	松岡文七郎	// 26.4	// 32.1
9	降旗徳弥	// 32.3	// 44.3
10	深沢松美	// 44.3	// 51.3
11	和合正治	// 51.3	平4.3
12	有賀正	平4.3	// 16.3
13	菅谷昭	// 16.3	令2.3
14	臥雲義尚	令2.3	在職中

(2) 歴代助役

令和5年4月現在

代	氏名	就任年月	退任年月
初代	深澤栄三	明40.8	大2.8
2	藤原光蔵	大2.8	// 6.5
3	一志金平	// 6.9	// 10.9
4	石川矩担	// 10.9	昭4.9
5	赤羽九市	昭4.11	// 20.11
6	赤羽幾一	// 20.12	// 21.6
7	筒井直久	// 21.8	// 22.3
8	須山文吾	// 22.6	// 24.12
9	赤尾武芳	// 24.12	// 29.3
10	下条寛一	// 29.3	// 33.3
11	北沢安生	// 34.1	// 42.1
12	早崎茂春	// 37.12	// 44.3
13	杉山治人	// 42.2	// 44.3
14	和合正治	// 44.5	// 51.3
15	高木杲吉	// 51.5	// 53.4

16	上	村	長	//	53. 5	//	55. 5	
17	小	林	清	完	//	55. 5	//	59. 5
18	大	友	博	幸	//	59. 7	平	4. 3
19	松	村	好	雄	平	4. 7	//	12. 6
20	萩	原	寿	郎	//	12. 7	//	16. 6
21	坪	田	明	男	//	16. 7	//	19. 3

(3) 歴代副市長

令和5年4月現在

代	氏	名	就任年月	退任年月		
初代	坪	田	明	男	平 19. 4	令 2. 3
2	嵯	峨	宏	一	令 2. 4	在職中
3	宮	之	本	伸	// 2.10	在職中

(4) 歴代収入役

令和5年4月現在

代	氏	名	就任年月	退任年月		
初代	服	部	築	膳	明 40. 8	大 9.10
2	川	合	康	午 臘	大 9.11	昭 3. 9
3	都	築	真	菊	昭 3. 9	// 19. 9
4	真	島	善	三 郎	// 19.10	// 21. 8
5	深	沢	権	重 郎	// 22.10	// 26. 3
6	真	島	長	一 郎	// 26. 6	// 34. 5
7	杉	山	治	人	// 34. 7	// 42. 2
8	岩	崎	鉄	男	// 42. 2	// 44. 3
9	上	村		長	// 44. 6	// 53. 5
10	小	林	清	完	// 53. 5	// 55. 5
11	赤	羽		誠	// 55. 5	// 59. 5
12	窪	田		登	// 59. 7	// 62. 8
13	小	平	靖	彦	// 62.10	平 4. 3
14	新	井	計	夫	平 4. 7	// 12. 6
15	坪	田	明	男	// 12. 7	// 16. 6
16	市	川	博	美	// 16.10	// 19. 3

(5) 名誉市民

(令和5年4月1日現在)

No	氏名	生年月日	推戴年月日	主要経歴等	備考
1	J・ブラッケン・リー	1891年 1月 7日	昭和40年10月3日	米国ミシシッピ州知事 米国ソルトレーク市長	1996年10月20日逝去
2	アルバート・レイ・オルピン	1898年 6月 1日	〃	米国ユタ大学名誉総長	1983年 3月 7日逝去
3	アール・J・グレード	1885年12月 2日	〃	米国ソルトレーク市長	1966年 9月13日逝去
4	笠井喜彦	1890年 9月25日	〃	米国ソルトレーク市民 保険会社支社長	1966年 1月29日逝去
5	寺澤国子	1896年 7月 8日	〃	米国ソルトレーク市民 ユタ日報社長	1991年 8月 2日逝去
6	金子小一郎	明治28年 2月19日	〃	藤沢市長	昭和58年10月16日逝去
7	戸田康英	明治44年 4月30日	昭和43年11月 3日	東宮侍従長	昭和52年 4月 2日逝去
8	吉田豊信	明治44年 4月30日	〃	姫路市長	昭和59年 7月21日逝去
9	鈴木雅次	明治22年 3月 6日	昭和44年11月 3日	日本大学名誉教授	昭和62年 5月28日逝去
10	降旗徳弥	明治31年 9月18日	昭和49年11月 1日	松本市長 通信大臣	平成7年 9月 5日逝去
11	元仲辰郎	明治44年 4月17日	〃	高山市長	昭和50年 2月11日逝去
12	葉山峻	昭和 8年 5月 1日	〃	藤沢市長	平成22年 3月13日逝去
13	エドウィン・ジャコブ・ガーン	1932年10月12日	〃	米国ソルトレーク市長 上院議員	
14	鈴木鎮一	明治31年10月18日	昭和54年11月 1日	才能教育研究会会長	平成10年 1月26日逝去
15	テッド・L・ウイルソン	1939年 5月18日	昭和63年11月 2日	米国ソルトレーク市長	
16	パルマー・A・デポリス	1945年 1月17日	〃	米国ソルトレーク市長	
17	戸谷松司	大正10年 6月30日	〃	姫路市長	平成11年 6月26日逝去
18	平田吉郎	大正 9年 2月 1日	〃	高山市長	平成29年4月20日逝去
19	和合正治	大正 6年 2月27日	平成 5年 7月16日	松本市長	平成16年 3月 7日逝去
20	ディーディー・コラディニ	1944年 4月11日	〃	米国ソルトレーク市長	2015年 3月 1日逝去
21	プレム・ラル・シン	1942年 3月23日	〃	ネパール王国カトマンズ市長	
22	日下部 尚	昭和 4年 8月26日	平成 6年 7月19日	高山市長	平成 6年 7月19日逝去
23	堀川和洋	昭和17年 7月 8日	平成 8年 7月27日	姫路市長	平成16年 8月 4日逝去
24	上條周一(信山)	明治40年 9月20日	平成 8年 8月22日	書家	平成 9年 2月12日逝去
25	小澤征爾	昭和10年 9月 1日	平成 8年 9月 8日	指揮者	
26	田村一男	明治37年12月 4日	平成 9年 3月 8日	洋画家	平成 9年 7月10日逝去
27	山本捷雄	昭和19年 7月 9日	平成 9年11月 1日	藤沢市長	
28	ロス・C・アンダーソン	1951年 9月 9日	平成14年 2月 8日	米国ソルトレーク市長	
29	石見利勝	昭和16年 8月14日	平成18年11月 2日	姫路市長	
30	有賀正	昭和 6年 4月29日	平成20年11月 1日	松本市長	平成29年4月22日逝去
31	草間彌生	昭和 4年 3月22日	〃	前衛芸術家	
32	海老根靖典	昭和30年 8月17日	平成21年11月 1日	藤沢市長	
33	十八代目 中村勘三郎	昭和30年 5月30日	平成24年12月 5日	歌舞伎俳優	平成24年12月 5日逝去
34	ラルフ・ベッカー	1952年 5月30日	平成25年 7月22日	米国ソルトレーク市長	
35	鈴木恒夫	昭和25年 1月 3日	平成25年11月 1日	藤沢市長	
36	清元秀泰	昭和39年 1月 1日	令和 2年11月 1日	姫路市長	

2 松本の「シンカ」をめざして

人口減少社会においても持続可能な、松本の地域特性を最大限にいかした、松本らしい循環型社会を実現するためのまちづくりの方針を定める総合計画を令和3年8月に策定しました。

(1) 基本構想 2030（令和3年2月定例会 議決）

ア 概要

基本構想は、松本市民が目指す基本理念と、実現に向けた行動目標を示し、市民と行政が共に取り組む、まちづくりの方針を示すものです。

50年先、100年先の将来を見据え、これまでの慣例や固定観念にとらわれることなく、「何のために、何をやる」を意識し、社会情勢の変化に柔軟に対応していくとともに、改めて「人」を中心としたまちづくりのあり方を考え、人と自然や都市との関係をつなぎ直し、松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会を実現することを目指します。

イ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

ウ 基本理念

岳 自然豊かな環境に感謝し

楽 文化・芸術を楽しみ

学 共に生涯学び続ける

ことにより、三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる。

エ 行動目標

基本理念の実現に向けて、市民と行政が共に取り組む、5つの行動目標

- ・ みとめる
自分らしく生き、支え合う
- ・ まなぶ
共にはぐくみ、学ぶ
- ・ いかす
自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ、磨く
- ・ つなぐ
人・街・自然をつなぎ直し、未来に贈る
- ・ いどむ
新たな価値を創造し、常に進化する

オ キャッチフレーズ

豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

(2) 第11次基本計画

ア 概要

基本構想で定めた基本理念の下、この5年で「何のために何をやる」のかを明らかにし、具体的な政策の方向性や基本施策を体系的に示す、基本構想 2030 の実現を目指す前期計画として策定しました。

イ 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

ウ 計画策定の視点と構成

(ア) 「何のために」・・・第11次基本計画の目的

- ・ 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちをつくる。
- ・ 松本の地域特性を活かした循環型社会を実現する。
- ・ 三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」させる。
- ・ 市民の具体的な行動（アクション）を支える。

(イ) 「何をする」・・・政策の方向性と重点戦略及び基本施策

【政策の方向性】

「人」を中心としたまちづくりのあり方を3つの階層に分けて整理し、これを「政策の方向性」として、松本のまちのシンカに挑む。

- ・ まちの土台になる「安全・安心」のシンカ
安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。
- ・ まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ
ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。
- ・ まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ
新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

【重点戦略】

「ゼロカーボン」と「DX・デジタル化」を重点戦略として位置付け、政策を推進する。

- ・ ゼロカーボン
地球規模の最重要課題であり、まちづくりの大原則となるゼロカーボンを推進
- ・ DX・デジタル化
まちのシンカを加速するためのDX・デジタル化

【基本施策】

5年間で注力すべき主要な取組み（47施策）

- ・ 政策の方向性を全ての施策に共通する横串として位置付け
- ・ 組織としてより実行力を持って取り組むため、7つの政策分野に整理

(3) 地方創生の取組み

ア 松本版地方創生総合戦略

第2期松本版地方創生総合戦略は、まちづくりをより総合的かつ効果的に行うために、第11次基本計画に包含する計画としています。第11次基本計画を推進することで、松本市の地方創生の実現を図ります

令和4年12月に、国が「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」をデジタルの力を活用する視点を加えた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改訂しました。第11次基本計画は、DX・デジタル化を重点戦略に掲げ、基本施策に取組みの方向性を示すなど、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した内容となっていることから、これに合わせた改訂は行ってい

ません。

イ 地方創生事業の推進

「デジタル田園都市国家構想交付金（旧 地方創生推進交付金）」や「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の活用を一層図り、地方創生の取組みを推進します。

【令和4年度の取組状況】

・デジタル田園都市国家構想交付金活用事業

（地方創生推進タイプ）

アートでまちなか「進化」プロジェクト（令和3～7年度）

アルプスの恵みを食卓へ 信州まつもと農商工連携プロジェクト（令和2～4年度）

（デジタル実装タイプ）

資本主義の変貌に適応するための地元企業競争力UPプロジェクト（令和4～6年度）

・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

3社

ウ 進行管理

成果指標による適切な進行管理を行います。

3 庁議の運営

(1) 機能

市政の円滑な運営を図るための庁内の最高協議機関としています。

(2) 定例庁議

原則毎月第1・3火曜日に開催。令和4年度開催回数23回

(3) 臨時庁議

必要に応じて開催。令和4年度開催回数2回

4 行政評価

(1) 趣旨

平成14年度に行政評価制度を導入して以降、主要な事務事業や基本施策に対する評価の実施により、市民本位の市政運営に取り組んでいます。

令和4年度からは、第11次基本計画の策定に合わせ、外部評価の手法等を見直し、より客観的かつ効果的な行政評価とすることで、実施計画の策定を始め政策形成に的確に反映するとともに、事務事業の改善等につなげます。

(2) 行政評価の位置付け

P D C AにおけるC（チェック）機能として、内部統制による「事業の選択と集中」の具現化を図るものです。

(3) 目的

ア 成果を重視した評価によって事務事業を明確にすることにより、総合計画の更なる推進、事務

事業の効率的な実施等を図ります。

イ 事務事業の目的や成果を市民に公表することにより、行政の説明責任を果たします。

(4) 内部評価

「事業の狙い」、「事業の内容・実績」、「指標の達成状況」、「コスト」、「現状に対する認識」を明確にし、事務事業の実施担当課が評価を実施します。

(5) 外部評価（市民評価）

これまで実施してきた行政評価市民委員会（無作為抽出の市民等で構成）による外部評価の課題等を踏まえて手法の見直しを行い、大学有識者による外部評価を実施します。

5 地元県議会議員との懇談会の開催

(1) 目的

市政の重点事業に対する課題及び懸案事項について意見交換を行うため、地元県議会議員との懇談会を開催しました。

(2) 懇談会

令和4年度の重要課題項目（意見交換項目）は10件、要望項目は31件でした。
地元県議会議員と重点事業の課題等を共有し、事業推進への協力を依頼しました。

6 過疎及び辺地対策

(1) 目的

過疎及び辺地の持続的発展を目的に、計画策定及び進行管理等を実施しました。

(2) 主な実施内容

ア 松本市過疎地域持続的発展計画（令和3～令和8年度）の策定及び進行管理

イ 松本市辺地対策総合整備計画（令和4～6年度）の策定及び進行管理

7 市役所新庁舎建設計画の推進

(1) 趣旨

老朽化、狭あい化等の問題を抱える市役所庁舎について、新庁舎の建設計画を推進するものです。

(2) 主な経過

平成27年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の検討を開始
平成28年度	総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
平成29年度	市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
平成30年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和元年度	新庁舎建設基本計画を策定
令和2年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
令和3年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体的な案について協議
令和4年度	市議会議員協議会からの付言等を踏まえた考え方及び進め方について協議

(3) 今後の取組み

市議会議員協議会における意見等を踏まえ、市の考え方、今後の進め方等を整理し、改めて議会へ協議します。

8 民間との共創の推進

(1) 趣 旨

民間の持つ活力やアイデアを生かし、市政課題の解決や市民サービスの向上につながる事業の創出を図ります。

(2) 主な実施内容

民間企業と連携協定を締結し、事業の創出に向けた協議を実施

9 広域行政

(1) 広域市町村圏

- ア 圏域の名称 松本地域広域市町村圏
- イ 指定年月日 昭和 46 年 7 月 15 日
- ウ 構成市町村 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3 市 5 村 計 8 市村)
- エ 面 積 1,869.14 ㎡ (東西 52 km、南北 73 km)
- オ 人 口 423,668 人 (令和 2 年国勢調査数値)

(2) 圏域内の広域行政組織 (松本市加入分)

- ア 松本広域連合 (後記 11 に記載のとおり)
- イ 松本市・山形村・朝日村中学校組合 (中学校の設置等に関する事務。1 市 2 村)
- ウ 松塩筑木曾老人福祉施設組合 (老人福祉施設の設置等に関する事務。3 市 3 町 8 村)
- エ 安曇野市・松本市山林組合 (山林の管理経営に関する事務。2 市)
- オ 松塩地区広域施設組合 (ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置等に関する事務。2 市 2 村)
- カ 安曇野松筑広域環境施設組合 (火葬場の設置等に関する事務。2 市 4 村)
- キ 松塩安筑老人福祉施設組合 (老人福祉施設の設置等に関する事務。3 市 5 村)
- ク 安曇野・松本行政事務組合 (広域排水路の維持管理等に関する事務。2 市)

10 広域連合

- (1) 名 称 松本広域連合
- (2) 設置年月日 平成 11 年 2 月 1 日
- (3) 構成団体 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
(3 市 5 村 計 8 市村)
- (4) 共同処理する事務
 - ア 松本地域の広域行政の推進に関する事務

- イ 松本地域ふるさと基金を活用する事業の実施に関する事務
- ウ 広域的な観光振興に関する事務
- エ 旧伝染病舎跡地の管理に関する事務
- オ 消防に関する事務
- カ 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事務
- キ 液化石油ガス設備工事の届出に関する事務
- ク 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- ケ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務
- コ 広域的なごみ処理の対応に関する事務
- サ 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務
- シ 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務
 - (ア) 地方分権に関すること。
 - (イ) 広域的な地域情報化に関すること。
 - (ウ) 広域的な保健福祉に関すること。 等

11 広報

区分	回数・部数	規格	内容	令和5年度 予算(千円)
広報まつもと	毎月1回(1日)、 90,200部	A4版平均24頁	市政の概要、課題、できごと、お知らせを掲載するもの	39,660
〃(点字版)	毎月1回	〃平均30頁	点字の読める視覚障がい者への広報ダイジェスト版	668
声の広報	毎月1回	カセットテープ、CD	点字の読めない視覚障がい者への広報ダイジェスト版	489
ラジオ放送	週2回	15分番組	市政の概要、課題、できごと、お知らせを放送するもの	3,476
	年28本	5分番組		
	週5日、1日2回	1分番組		
松本市行政チャンネル	毎日	24時間	市政ニュース、市長記者会見、議会中継など	12,327

12 DX・デジタル化の推進

(1) DX・デジタル化推進に関する骨太の方針

「松本市新情報化基本計画」が令和3年度で計画期間満了を迎えるため、後継計画として「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」を策定しました。

デジタル革新を構造変革の原動力として、市民の幸福度の最大化を目指し、人口の定常化につなげる「デジタルシティ・松本」のシンカ”を使命(MISSION)として、次の5つの目指す姿(VISION)の実現を目指して推進します。

- ア デジタルで大都市並みに仕事ができ豊かに暮らせるまち
- イ デジタルのフィールドで新しい自分に挑戦できるまち
- ウ デジタルでタイムリーに結ばれた便利で快適なまち
- エ デジタルで好奇心をくすぐり未来を育むまち
- オ デジタルで人と情報がまもられる心安らぐまち

(2) 電子申請サービスの機能強化

新たな電子申請サービスを導入し、市民が行う手続を電子化することにより、「来庁不要」で、「待ち時間ゼロ」、「24 時間対応可能」な市役所を推進します。また、マイナンバーカードの普及と合わせたマイナポータル（ぴったりサービス）の有効活用を図ります。

(3) キャッシュレス決済の推進

ア 窓口納付のキャッシュレス決済

令和 3 年 12 月に市民課窓口、生涯学習課窓口のキャッシュレス化（P a y P a y ・ L I N E P A Y）を実施しました。

令和 4 年度は、現金納付が多い 70 窓口について、POS システムを内蔵したキャッシュレス決済端末を導入し、稼働しています。

令和 5 年度は、市博物館、スポーツ施設、リサイクルセンター、奈川診療所（歯科）の 30 窓口を導入を予定しています。

イ 公共施設予約システムキャッシュレス決済導入

利用者が申込済み予約の一覧からクレジットカードによる支払ができるよう、市直営施設（89 施設）を対象にオンラインクレジット決済機能を追加し、令和 5 年 4 月から運用を開始しました。令和 5 年度は、指定管理者管理施設（11 施設）を対象に機能を拡充します。

(4) 庁内業務システム等の運用

ア 業務システムの管理運用

平成 26 年 9 月のホストコンピュータ廃止によりオープン化したシステムの安定運用に努めています。

イ ICT ガバナンスの強化

平成 27 年度から採用している情報政策幹（CIO 補佐官）を中心に、マネジメント体制を再構築し、ICT ガバナンスの取組みを進めています。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

ア 仮想化技術を利用した情報セキュリティ対策

住民記録、市税、福祉業務等に利用する業務系端末からの情報漏えい防止のため、平成 26 年度に構築した端末仮想基盤について、全端末で利用する基盤へ再構築を行いました（令和元年 10 月稼働）。

財務会計等内部事務で利用している情報系端末についても仮想化環境への移行を進め、情報セキュリティを強化し、テレワークにも対応できる ICT 利用環境への転換を進めます。

イ 自治体システム強靱化への対応

国が示す「自治体システム強靱化モデル」を参考に、自治体セキュリティクラウドの運用等、情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

ウ 情報セキュリティポリシーの見直し

令和 4 年度、国の情報セキュリティポリシーガイドラインの改定に伴い、情報セキュリティポ

リシー対策基準の見直しを行いました。

(6) 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度は、平成 29 年 11 月から本格運用が始まり、令和元年度には、住民票等への旧姓併記のシステム改修を行いました。今後も、標準レイアウトの改版等が予定されていることから、必要なシステム改修等を行うとともに、マイナンバーカードを利用した新たなサービス等の検討を行います。

番号法で定められている適切な安全管理措置を講じるため、令和 4 年度には法令で定められている座学研修のほか、安全な運用ができるよう担当課で業務フローの点検及び見直しを行いました。

(7) 内部事務システムの再構築

庁内で利用する内部事務系システムについて、令和 3 年度にシステムの一括調達を行い、令和 4 年度から順次稼働し運用を開始しました。

(8) 統合型GISシステム

平成 23 年度に導入して運用している統合型GISシステムを、令和 4 年 4 月から市民への公開機能などを追加し運用しています。

(9) 業務システムの標準化

国は自治体の基幹系システム（住民・税・福祉等の 20 業務）の仕様を標準化し、令和 7 年度末までに全国で実施するよう法律に定めました。事業者との情報交換を密に行い、市民へ悪影響を及ぼすことがない安定的な稼働を目指します。

(10) AI/RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用推進

令和 4 年度からAI議事録作成システムを導入し、作業の効率化を図っています。令和 5 年度にはGPT機能による議事録要約機能が追加され、さらに作業効率の向上が図れるようになりました。また、令和元年度からRPAの導入を開始し、令和 4 年度は、導入ライセンス数を 2 から 4 へと増やしています。

(11) テレワークの推進

働き方の新しいスタイルに対応するため、テレワークデイズの実施をはじめ、庁内サテライトオフィスの設置、ワーケーションの実証実験など、テレワーク（サテライト勤務、モバイルワーク、在宅勤務）を推進しました。今後も継続してテレワークを推進し、働き方の新しいスタイルとワークライフバランスの定着に繋がります。

(12) テレビ会議環境の充実

本庁舎、大手事務所及び情報創造館にテレビ会議室 5 カ所を設置し、増加するテレビ会議の需要に対応できるよう利用環境を整えました。また、出先機関所属の部課長に対してタブレットを配備し、庁内会議のテレビ会議化による円滑なコミュニケーションを促進しています。

(13) 行政情報のオープンデータ化の取組み

行政情報をオープンデータ化し、市民や事業者等が活用できる環境を構築することで、市民の利便性向上や経済の活性化、行政の透明性向上等につなげることを目的としています。

令和 3 年度は、国の推奨データセットについてオープンデータ化を図りました。

(14) 公共Wi-Fi環境の整備

ICTを利活用した市民の安全安心の確保に向け、公共施設への公共Wi-Fi（公衆無線LAN環境）を整備し、運用を行っています。

ア これまでの整備状況

地区公民館 35 館及び勤労者福祉センター（平成 30 年度）、総合体育館ほか 3 体育館（中央、西部、南部）、駅前会館、浅間温泉文化センター（令和元年度）、梓川支所、梓川保健センター、中央保健センター、西部保健センター（令和 3 年度）

(15) デジタル格差対策

ア 奈川地区における通信環境の改善

奈川地区へテレビ放送・インターネットを提供しているCATV設備について、インフラとしての維持と通信速度の地域間格差の是正を図るため、光化（FTTH化）を行います。

(ア) 令和 5 年度

幹線・センター設備工事

(イ) 以降の予定

令和 6 年度 加入者各戸引込み工事（サービス供用開始）

令和 7 年度 既存施設撤去工事

イ 上高地における通信環境の改善

(ア) 屋外公衆無線LAN環境の整備

観光客・登山客等の通信手段確保のため、令和 2 年度に、明神館、穂高神社、徳沢園、横尾山荘へ公衆無線LAN環境を整備して運用しています。

(イ) 通信インフラ環境の改善

架空配線している徳沢から横尾地区間の光回線を、アルプスリゾート整備本部が進める管理用道路の整備に合わせて地下埋設化するため、NTT東日本との協定に基づく協力体制のもと、許認可等関係機関との調整を進めています。

ウ デジタル活用支援人材の育成

デジタル活用を考え、持続的にデジタル弱者を支えていくための環境を地域につくるため、公民館主事等をスマホ相談員として育成します。

(16) 地元企業のデジタル化推進

ア デジタル利活用促進業務委託

情報創造館庁舎内にデジタル実装促進拠点「デジベース松本」を開所し、令和 4 年 10 月から個別相談やIT企業とのマッチング支援を行っています。令和 5 年度は、初期段階のデジタル実装の支援を継続しつつ、企業の新たなデジタルの利活用の取組創出を促進し、引き続き地元企業の競争力向上を目指します。

イ デジタルシティ松本フォーラム

令和 5 年 10 月、国の定める「デジタル月間」に合わせ、地域全体のDX・デジタル化に向けた取組みを加速させるため、つながり・発信、文化づくりを意識したフォーラムを開催します。フォーラムの中で、DX・デジタル化に向けた取組みを地域全体に広げていくため、これからDX・デジタル化に取り組んでいく地元企業のモデルケースとなる優良企業を選定し、表彰を行います。

(17) デジタルシティ松本推進事業

令和 5 年 4 月に「デジタルシティ松本」を推進する産学官の連携組織「デジタルシティ松本推進

機構」を設立しました。機構では、本市をフィールドに事業意欲と実行力を持つメンバーが連携し、市民が恩恵を実感できるデジタルサービスの創出や地域デジタル人材の育成を行います。

(18) デジタル化人材の確保・育成

第11次基本計画の重点戦略「DX・デジタル化」で掲げる「デジタル人材の育成」に向けて、デジタル技術を駆使した松本の未来をデザインする研究室「D-L a b (ディー・ラボ) @まつもと」を設立し、職員のデジタル・マインド向上とデジタル化に関する職員間の活発な発言の場の提供に取り組んでいます（令和5年4月現在、17人）。

13 松本城三の丸エリア整備事業

(1) 目的

市民や各分野の専門家を交えて策定した「松本城三の丸エリアビジョン」を具現化するため、二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺において、公民が連携して、「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、ビジョンの実現を目指します。

(2) 主な経過

令和3年度 松本城三の丸エリアビジョンを策定
令和4年度 公民連携の推進組織「三の丸エリアプラットフォーム」を設立
公開プレゼンテーションを開催し、7団体が実施プロジェクトを発表

(3) 今後の取組み

ア 令和5年度から6年度にかけて、社会実験を実施し、小さなチャレンジと効果検証を積み重ねます。
イ 令和7年度以降にその取組みが日常化するための仕組みづくりを検討・検証し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。

14 松本城南・西外堀復元事業

(1) 目的

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業等を一体的に進め、松本城を中心とした歴史的風致維持向上を図るとともに、安全・安心で快適な交通環境を構築するなかで、「国宝松本城と城下町の歴史を生かした、水と緑とにぎわいのあるまち」を目指します。

(2) 主な経過

「松本城およびその周辺整備計画」では、外堀の史跡指定を図るとともに、内環状北線整備と一体化し、地元の理解と協力を得て復元すると位置付けています。

事業に当たっては、地元の意見を伺いながら慎重に進めます。

昭和52年度	「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
平成11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
平成18年度	文化庁の指導により発掘を実施
平成20年度	関係地権者に個別意向調査を実施
平成21年度	史跡範囲を決めるための測量調査を実施

平成22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を研究
平成23年度	地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施 歴史的風致維持向上計画策定（大臣認定） 松本城南・西外堀復元に係る事業計画を策定
平成24年度	都市計画公園区域変更
平成25年度	文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定
平成29年度	事業用地取得を開始（令和4年度末 用地取得率92.9%）
平成30年度	史跡松本城の追加指定について民地部分が100%史跡指定となる
令和2年度	事業方針を堀復元から平面整備へと変更
令和4年度	市議会6月定例会において、堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
令和4年度	文化庁に水をたたえた堀を復元整備することを協議し、了承

(3) 今後の取組み

- ア 令和5年度末までに用地取得が完了するよう、取り組めます。
- イ 水をたたえた堀の復元に向けて、文化庁等の関係機関協議を進めます。
- ウ 平成31年4月の土壤汚染対策法改正を踏まえ、水をたたえた堀の復元に向けた調査・研究を進めます。

15 歴史的風致維持向上計画

(1) 目的

松本市では、地理的特徴を活かし、暮らしてきた人々の知恵によって生み出され、引継がれてきた活動が、城下町の町割や歴史的建造物と相まって歴史的風致を形成しています。

しかし、効率を優先した都市基盤整備により、歴史的街並み、伝統的文化の消失や、住民のつながりの弱体化により、伝統文化の継承が困難になってきています。

郷土の歴史や、地域の文化を保存活用し、次代へ引継ぐことが重要であり、歴史的建造物は、積極的な活用をすることが求められています。

このため、松本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的に、「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

(2) 主な経過

平成20年	11月	「歴史まちづくり法」が施行
平成22年度		「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定
平成23年	6月	「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が認定
平成29年	3月	「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が変更認定
令和2年	3月	「松本市歴史的風致維持向上計画」を国が変更認定
令和2年度		「松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定
令和3年	5月	「松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を国が認定

(3) 今後の取組み

引き続き歴史的風致の維持・向上を図るため、計画に記載した各種事業を進めるとともに、歴史的風致と調和した景観の形成に努めます。

16 世界に冠たる山岳リゾートの実現

(1) 趣 旨

旅行者の満足度を高め、リピート化や滞在型に繋げるため、世界基準の観光資源を活かし、上質で安心・安全な山岳リゾートの実現を目指すものです。

(2) 主な経過

昭和50年		県道上高地線マイカー規制（夏季のみ）
平成8年		県道上高地線マイカー規制（通年）
平成15年	5月	県道乗鞍岳線マイカー規制
平成28年	8月	第1回「山の日」記念全国大会開催（上高地）
令和3年	3月	環境省が松本市と高山市を結ぶ「Big Bridge 構想」を練りこんだ、利用推進プログラム2025を策定
	3月	乗鞍高原ビジョン「のりくら高原ミライズ」を策定し、脱炭素、脱プラスチックを明記し宣言
	3月	環境省が乗鞍高原をゼロカーボンパーク全国第1号に認定
	4月	アルプスリゾート整備本部を設置
令和4年	4月	環境省「脱炭素先行地域」に乗鞍高原が採択
	10月	松本・高山 高付加価値な観光地づくり推進協議会設立
令和5年	3月	地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業に採択

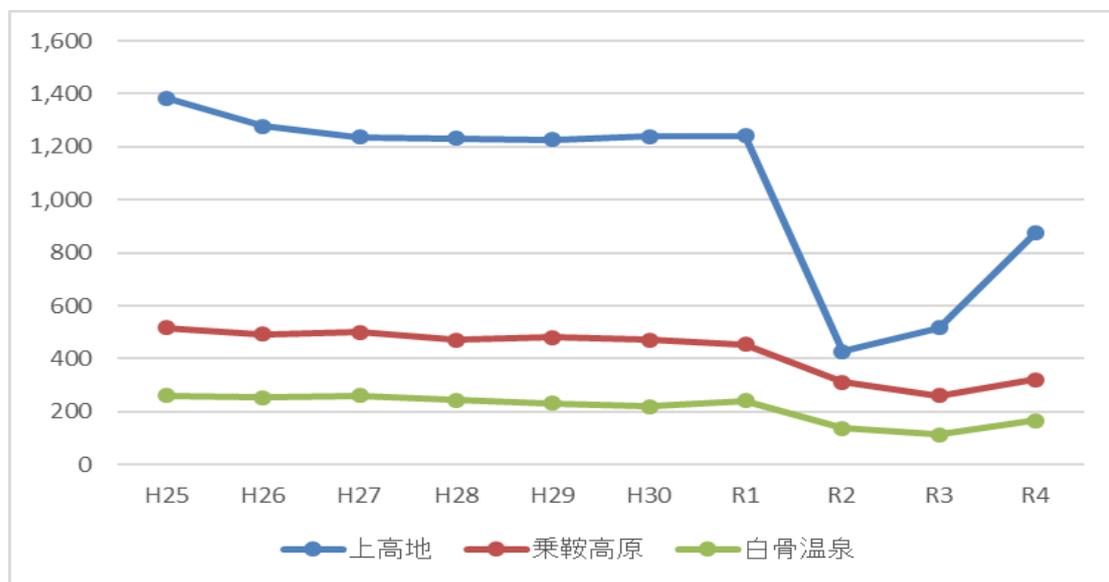
(3) 今後の取組み

- ア 松本市と高山市を繋ぐ、多彩で上質な体験と滞在ができる魅力的な観光ルートの創出
- イ 岳都・松本ブランディングの推進のため、山や自然をキーワードに幅広い世代に魅力発信とコンテンツの磨き上げの実施
- ウ ゼロカーボンパーク第1号の乗鞍から始動し、エリア全体でもゼロカーボンの取組みを推進
- エ 持続可能な観光地のために、利用と保全の両輪の観点から自然保護に配慮した観光の推進
- オ 国立公園として自然環境や景観の保全を図りつつ、防災・減災対策及び適切な管理道路の整備
- カ 環境配慮型の施設整備の推進
- キ 安全で快適な滞在のための施設整備及び交通アクセスの充実化等のインフラ整備の推進

17 観光地利用者数

(単位:千人、延べ人数)

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
奈川温泉	33	34	36	34	32	30	33	22	21	27
奈川渡ダム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈川高原	101	91	97	85	94	92	86	66	67	95
上高地	1,385	1,278	1,237	1,233	1,226	1,238	1,241	427	517	873
乗鞍高原	516	493	501	471	481	470	453	311	260	321
白骨温泉	262	254	261	244	231	220	241	137	113	166
小 計	2,297	2,150	2,132	2,067	2,064	2,050	2,054	963	978	1,482



18 観光関係団体補助

(主なもの)

名 称	構 成	団体の予算額 (R4)	市の負担金 又は補助金
(一社) 松本市アルプス山岳郷	1市8団体20企業	57,771 ^{千円}	6,340 ^{千円}
㈱ふるさと奈川	5部門9役員18社員	7,342	3,500

19 いがやレクリエーションランド

乗鞍地域が抱える観光の課題を解決する拠点、また、地域の観光産業を支援し活性化するための施設として平成30年度にリニューアルオープンしました。

- (1) 位 置 松本市安曇 3994 番地 21
- (2) 面 積 15.2ha

- (3) 施設内容
- ・建物 レストラン、レンタルハウス、施設管理棟、野外ステージ、浄化槽棟、便所棟、器具庫、駐車場等
 - ・施設 ジップライン、マウンテンバイクコース、マレットゴルフ場、フィッシングパーク、キャンピングカー専用駐車サイト、オートキャンプ場、アドベンチャーパーク、芝生大広場キャンプ、番所屋内多目的広場
- (4) 事業費 5億300万円
- (5) 工期 平成28年9月1日～平成30年3月16日
- (6) 運営内容
- ・開場期間 4月下旬～11月下旬
 - ・開場時間 午前9時～午後5時
 - ・休場日 火曜日（休日の場合は翌日）
 - ・使用料

区分		金額
ジップライン	1回券	中学生以上 1,010円 小学生 610円
マウンテンバイクコース		無料
マレットゴルフ	市民1人 1ラウンド	中学生以上 100円 小学生 100円
	市民以外1人 1ラウンド	中学生以上 610円 小学生 100円
フィッシングパーク	餌釣り	1,010円
	ルアー1日	4,070円
	ルアー半日	3,050円
キャンピングカー専用駐車サイト	1台1泊	3,050円
	日帰り1台	2,030円
オートキャンプ場	1台1泊	5,090円
アドベンチャーパーク	1人1回	3,050円
芝生大広場キャンプ	1人	中学生以上 610円 小学生 300円
		無料
番所屋内多目的広場		無料

- (7) 管理運営 指定管理者（共同体乗鞍時間）
- (8) 利用状況 2年度 9,245人、3年度 11,320人、4年度 17,140人

20 乗鞍高原湯けむり館

入浴による観光の振興及び市民福祉の向上を図るために設置された日帰り温泉入浴施設です。老朽化による建て替え工事が行われ、平成25年度から供用開始となりました。

- (1) 位置 松本市安曇4306番地4
- (2) 敷地面積 7,233㎡
- (3) 延床面積 693.71㎡（建築面積 785.29㎡）
- (4) 構造 木造平屋
- (5) 事業費 2億5,000万円
- (6) 工期 平成24年9月14日～平成25年3月25日
- (7) 営業時間 午前9時30分～午後9時
- (8) 休館日 第3火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）
- (9) 施設内容 男女各浴室 63.48㎡

	個室浴室	9.66 m ²
	レストラン	104.03 m ²
(10) 源泉名	湯川源泉	
(11) 泉質	単純硫黄温泉	
(12) 使用料	大人 730 円、小人 310 円、回数券（大人・11 枚綴）6,280 円	
(13) 管理運営	指定管理者（株Blue Resort 乗鞍）	
(14) 利用状況	2 年度 32,758 人、3 年度 35,496 人、4 年度 40,592 人	

21 上高地アルペンホテル

昭和 29 年に村営ホテルとして供用開始した上高地アルペンホテルは、河童橋、ウエストーン碑に隣接した宿泊施設です。平成 27 年度より木のぬくもりを全館に施し、利用者が快適に過ごせるようベッド室や段差のないユニバーサルルームの整備、ロビー等の改修工事を 3 期に分けて行い、平成 30 年 4 月にリニューアルオープンしました。令和元年度は、Wi-Fi を整備し、利便性の向上に努めました。

(1) 位置	松本市安曇 4469 番地 1	
(2) 敷地面積	3,529.88 m ²	
(3) 延床面積	3,220.55 m ² （建築面積 2,252 m ² ）	
(4) 構造	RC 造 3 階建て（一部地下）	
(5) 事業費	3 億 9,760 万円	
(6) 工期	平成 27 年 11 月 5 日～平成 30 年 4 月 25 日	
(7) 供用開始	平成 5 年 6 月（昭和 29 年 7 月オープン、平成 5 年度改修、平成 30 年度リニューアルオープン）	
(8) 営業期間	4 月 23 日～11 月 15 日	
(9) 施設内容	・和室 8 室 ・洋室 10 室 ・和洋室 5 室 ・ハイカーズベット 4 室 ・会議室 ・売店 ・ロビー ・食堂 収容人員 135 名	
(10) 利用状況	2 年度 4,284 人、3 年度 4,286 人、4 年度 8,216 人	

22 上高地食堂

昭和 40 年に供用開始後、平成 16 年度に改修工事を実施し、平成 17 年度から新施設で供用を開始しました。上高地の観光の拠点となる上高地バスターミナルを兼ねた上高地観光センター内に開設されている施設です。令和元年度は、Wi-Fi 整備・キャッシュレス決済を導入し、利便性の向上に努めました。

(1) 位置	松本市安曇 4468 番地	
(2) 敷地面積	1,154.07 m ²	
(3) 延床面積	444.91 m ²	
(4) 構造	鉄骨造 2 階建て	
(5) 事業費	2 億 800 万円	
(6) 供用開始	平成 17 年（昭和 40 年にオープン、平成 17 年度から新施設で供用開始）	
(7) 営業期間	4 月 17 日～11 月 15 日（午前 6 時～午後 4 時）	

(繁忙期 7 月 13 日～8 月末日 (午前 5 時 30 分～午後 5 時))

- (8) 施設内容 ・ 食堂 ・ 売店
収容人員 100 名
- (9) 利用状況 2 年度 39,642 人、3 年度 48,589 人、4 年度 79,262 人

23 徳沢ロッヂ

昭和 31 年に村が購入し、「徳沢山荘」として供用開始後、奥上高地を訪れる観光客や、登山客に親しまれている歴史ある宿泊施設です。平成 27 年度には、耐震補強・松本民芸家具を使用したラウンジや入浴施設を充実させる等の改修工事を実施し、平成 28 年 4 月にリニューアルオープンしました。

- (1) 位 置 松本市安曇 4470 番地
- (2) 敷地面積 1,618.04 m² (国有地)
- (3) 延床面積 818.97 m² (建築面積 573 m²)
- (4) 構 造 鉄骨造 2 階建て
- (5) 事業費 9,660 万円
- (6) 供用開始 昭和 54 年
- (7) 営業期間 4 月 26 日～11 月 4 日
- (8) 施設内容 ・ 和室 3 室 ・ 洋室 4 室 ・ 相部屋 5 室
収容人員 80 名
- (9) 利用状況 2 年度 2,058 人、3 年度 3,148 人、4 年度 4,294 人

24 焼岳小屋

南北に長野と岐阜の県境に沿い西穂高岳から焼岳へ至る縦走路と、東方の上高地からのルート、西方は奥飛騨温泉郷 (岐阜県高山市) からのルートが交差する、標高 2,090m の山域の交通の要所に立地する焼岳山域唯一の山小屋であり、登山者の宿泊及び立ち寄り場所、また、遭難防止や救助などにおいて重要な役割を担う施設です。

- (1) 位 置 高山市奥飛騨温泉郷字外ノ谷中尾 4 番地国有林 186 ホ林小班
- (2) 敷地面積 310 m² (国有地)
- (3) 延床面積 65 m² (建築面積 46 m²)
- (4) 構 造 木造 2 階建て
- (5) 事業費 570 万円
- (6) 供用開始 昭和 43 年
- (7) 営業期間 6 月 15 日～10 月 20 日
- (8) 施設内容 ・ 和室 1 室 ・ 売店
収容人員 25 名
- (9) 利用状況 2 年度 263 人、3 年度 297 人、4 年度 124 人

25 アクティブプラザ・アルプスの郷

安曇エリアへ訪れる観光客等に対する観光情報の提供や、地場産品を販売等する施設です。

商工業、観光振興の推進母体である松本商工会議所安曇支所と（一社）松本市アルプス山岳郷の事務所を併設しています。

- (1) 位 置 松本市安曇 209 番地 1
- (2) 敷地面積 3,536.97 m²
- (3) 延床面積 1,339.68 m²
- (4) 構 造 鉄骨造 地下 1 階地上 2 階
- (5) 施設内容
 - ・地下 多目的集会場
 - ・1 階 観光案内所（（一社）松本市アルプス山岳郷）、
地場産品販売展示コーナー、食堂
 - ・2 階 商工会館（松本商工会議所安曇支所）
- (6) 事業費 4 億 7,037 万円
- (7) 工 期 平成 9 年 6 月 20 日～平成 10 年 3 月 25 日
- (8) 供用開始 平成 10 年 4 月 1 日（令和 3 年 4 月 食堂及び売店営業再開）
- (9) 施設使用者
 - ・事務所 （一社）松本市アルプス山岳郷
 - ・便益施設 株式会社 王滝（食堂並びに売店経営者）

26 白骨温泉公共野天風呂

白骨温泉を訪れる観光客等に、温泉を提供する施設です。

白骨温泉の湯川の河原に設けられた公共の野天風呂は、石置屋根の素朴な雰囲気野天風呂で、毎年多くの観光客に利用されています。

- (1) 位 置 松本市安曇 4197 番地 4
- (2) 敷地面積 220.40 m²
- (3) 床面積 54.28 m²
- (4) 建築面積 94.42 m²
- (5) 構 造 切妻板葺き（石置屋根）
- (6) 事業費 3,370 万円
- (7) 工 期 平成 5 年 9 月 8 日～平成 6 年 5 月 20 日
- (8) 供用開始 平成 6 年 7 月 1 日
- (9) 使用料 大人 520 円、小人 310 円
- (10) 施設管理 指定管理者（白骨温泉公共野天風呂 湯守の会）
- (11) 営業時間 午前 10 時～午後 4 時
- (12) 営業期間 4 月下旬～11 月上旬
- (13) 利用状況 2 年度 6,803 人、3 年度 15,267 人、4 年度 16,180 人

27 長野県乗鞍自然保護センター

乗鞍高原を訪れる観光客等に、乗鞍高原の動植物や文化、地理をわかりやすく解説している施設です。自然保護の普及・啓発を目的として長野県が建設し、松本市が委託を受け、管理運営を行っています。

- (1) 位置 松本市安曇 4306 番地 5
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
- (3) 施設内容 展示室、管理人室、レクチャールーム、事務室、工作室
- (4) 建物面積 延床面積 995.39 m²
- (5) 開館期間 4月16日～11月16日
- (6) 開館時間 午前9時～午後5時
- (7) 休館日 水曜日
- (8) 利用料 無料
- (9) 利用状況 2年度 4,736人、3年度 4,008人、4年度 7,676人

28 野麦峠スキー場

野麦峠スキー場は、地域の活性化や雇用の創出、市民のウィンタースポーツの振興を図るための施設です。

スキー場は、鉢盛山麓の奈川地区内西向き斜面に縦長にレイアウトされ、ゲレンデは標高 1,400m から 2,130m に位置し、2本の高速リフトにより標高差約 700m の山頂まで 11 分で到着できます。山頂からのコース全長は 4,000m あり、間近に見える乗鞍岳、穂高連峰や御嶽山、遠くに加賀白山を望みながらの滑降は、初心者から上級者まで楽しませてくれる変化に富んだゲレンデです。

- (1) 位置 松本市奈川 1173 番地 1
- (2) 面積 スキー場 80ha (ゲレンデ面積 40ha)
12 コース (コース平均斜度 19.5 度)、全長 4,000m、標高差 730m
- (3) 索道
 - ア 第1ペアリフト 640.15m (2人乗り)
 - イ 第5ペアリフト 300.27m (2人乗り)
 - ウ 第7高速クワッドリフト (スカイライナー) 1,579.91m (4人乗り)
 - エ 第8高速ペアリフト (スカイラビット) 1,066.25m (2人乗り)
- (4) 付帯施設
 - ア 駐車場 約 1,400 台
 - イ スキーセンター 管理事務所・チケット売り場・無料休憩所・広間・レンタルスキー・スキー学校・スノーマシン待機室・更衣室・パトロール室
 - ウ スノーマシン施設 4 系統 (固定式 19 台、自走式 6 台)
- (5) 利用状況 2年度 25,523人、3年度 31,249人、4年度 25,768人
- (6) 供用開始 昭和 56 年 12 月
- (7) 営業期間 12 月中旬～3 月末
- (8) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時
- (9) 使用料 (リフト料)

種 別	シーズン券	1日券	4時間券	1回券
大人	29,000円	4,000円	2,800円	300円
小人	13,000円	2,000円	1,000円	200円
シニア	29,000円	3,500円	2,800円	300円

※松本市民等割引を実施 1日券大人 2,800円、子ども 500円

- (10) 管理運営 指定管理者（株岳都リゾート開発）

29 奈川高ソメキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位 置 松本市奈川 2212 番地 16
(2) 敷地面積 80,150 m²（内、釣り池 7,622 m²）
(3) 事業費 1億5,266万円
(4) 供用開始 昭和 63 年 4 月
(5) 開場期間 4 月第 2 土曜日から 11 月第 3 日曜日
(6) 施設内容 オートキャンプ場、デイキャンプ、ログハウス(6 畳、8 畳)、釣り池
(7) 利用状況 2 年度 5,712 人、3 年度 8,892 人、4 年度 11,718 人
(8) 管理運営 指定管理者（株式会社ふるさと奈川）
(9) 使用料

区 分		利用単位	金 額	
入場料		1 人	200 円	
施設等	オートキャンプ場	1 人 1 泊	中学生以上	1,570 円
			小学生以下	520 円
	デイキャンプ	1 サイト	1,040 円	
	ログハウス(6 畳タイプ)	1 棟 1 泊	6,800 円	
	ログハウス(8 畳タイプ)	1 棟 1 泊	8,380 円	
	釣り池	1 時間	中学生以上	410 円
			小学生以下	200 円

30 奈川ウッディ・もっく

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置された観光施設です。

- (1) 位 置 松本市奈川 1044 番地 344
(2) 敷地面積 5,945 m²（駐車場含む。）
(3) 構 造 本館：木造平屋
(4) 事業費 3億4,586万円
(5) 供用開始 平成元年 4 月
(6) 開場期間 通年
(7) 施設内容 本館（イベントホール、準備室、展示室、休養室、浴室）、ログキャビン、

マレットゴルフ場

- (8) 管理運営 指定管理者（株式会社ふるさと奈川）
 (9) 利用状況 2年度 11,639人、3年度 8,481人、4年度 7,170人
 (10) 使用料

ア 本館

区 分	午 前	午 後	午前～午後	夜 間
	8:00～12:00	12:00～17:00	8:00～17:00	17:00～21:00
イベントホール	2,740円	2,740円	5,500円	3,300円
準備室	540円	540円	1,100円	660円
展示室	880円	880円	1,760円	1,100円
休養室	2,200円	2,200円	4,400円	2,640円
全館	3,300円	3,300円	6,600円	3,960円

イ その他

区 分	利用単位	金 額
浴室	1人	中学生以上 410円
		小学生以下 310円
ログキャビン	1棟1泊	18,700円
マレットゴルフ場(18ホール)	1人1ラウンド	310円

31 野麦峠オートキャンプ場

市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を図るために設置されたキャンプ場です。

- (1) 位 置 松本市奈川 29 番地 1
 (2) 敷地面積 32,589 m²
 (3) 事業費 2億4,474万円
 (4) 供用開始 平成9年
 (5) 開場期間 4月第2土曜日から11月第3日曜日
 (6) 施設内容 オートキャンプ場、コテージ
 (7) 管理運営 指定管理者（株式会社ふるさと奈川）
 (8) 利用状況 2年度 834人、3年度 1,694人、4年度 2,255人
 (9) 使用料

オートキャンプ場

区 分	利用単位	金 額
入場料	1人	100円
施設	区画サイト	1サイト1泊 3,870円

	コテージ(5人用)	1棟1泊	11,000円
	バリアフリーコテージ(7人用)	1棟1泊	20,950円

32 乗鞍観光センター

地域住民の生活文化の向上と観光事業の振興に寄与するために設置された観光センターです。

- (1) 位 置 松本市安曇 4306 番地 5
- (2) 敷地面積 1,551.00 m²
- (3) 事業費 2億8,184万円
- (4) 供用開始 昭和61年12月
- (5) 開場期間 通年
- (6) 施設内容 観光案内所、小会議室、中会議室、イベントホール等
- (7) 管理運営 指定管理者 ((一社)信州・乗鞍グリーンツーリズム)
- (8) 使用料 (市民利用の場合)

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	全 日
	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:00～17:00	8:00～22:00
小会議室	1,570円	1,570円	3,140円	2,820円	4,710円
中会議室	3,140円	3,140円	6,390円	5,760円	9,530円
イベントホール	9,530円	9,530円	13,400円	17,280円	24,930円
全 館	12,780円	12,780円	17,910円	23,040円	33,310円

33 岳都・松本「山岳フォーラム」

山岳環境の保護や山岳文化の継承と安全な登山の啓発、登山や山岳高地環境での健康づくり、全世代への登山の振興、さらに山岳利用の次世代への継続、国民の祝日「山の日」の意義を周知する等、岳都・松本から広く発信することを目的としています。

令和4年度は、世界に冠たる山岳リゾートの実現に向け、実行委員会の趣旨・目的を改めて見つめ直し、令和3年度からスタートしたプログラム開催形式の機能を強化する仕組み作りを検討しつつ、将来に向け実行委員会実施事業の進化を図るべく、「山ゼミの通年開催」「各種行政施策に関連したイベントの複数回実施」という新たな要素を加え、それらを総称して“岳都・松本「山岳フォーラム」Enjoy Mountain Programs”として実施しました。

(1) プログラムの開催

「山ゼミ」事業を拡大し通年で実施

ア 実施期間

令和4年4月～令和5年3月に計39回(中止も含む)実施

イ 実施内容・参加者数

実施内容は以下のとおり(参加者数合計537名)

開催月	講座名	参加者数
4月	残雪期登山のための雪上歩行講習	9名
	第2回 登山者検診のススメ (オンライン)	70名
	第2回 登山者検診のススメ (オフライン)	0名
	日本山岳会と行く 残雪期の焼岳登山	3名
5月	オンライン登山学校 登山時の体の状態とトレーニングを学ぶ	26名
	観天望気 (雨天のため中止)	21名
	古道を歩く 柄山峠 (日本山岳会)	2名
6月	アウトドアで使えるロープワーク講習	7名
	上高地 外来植物除去作業	4名
	オンライン登山学校 地形図を学ぶ	20名
	古道を歩く 針ノ木峠 (日本山岳会)	1名
7月	日本山岳会と行く 御嶽山	2名
	第3回 登山者検診のススメ (オンライン)	30名
	第3回 登山者検診のススメ (オフライン)	0名
	オンライン登山学校 補給と休憩	19名
	鉢伏山 女子登山	3名
	美ヶ原 健康ファミリー登山	4名
8月	森林浴&親子で楽しむ山ごはん	19名
	オンライン登山学校 山小屋の特徴を学ぶ	9名
	乗鞍 女子登山	4名
9月	日本山岳会 風越山	0名
	日本山岳会 有明山	2名
10月	岳沢小屋 女子登山 (中止)	8名
	たのしく防災! はじめてのキャンプ in 乗鞍高原 (元気づくり支援金)	68名
	オンライン登山学校 レイヤリング	10名
	観天望気	21名
	日本山岳会 雨飾山 (中止)	3名
11月	オンライン 冬山装備を学ぶ	11名
	日本山岳会 荒船山	2名
	京ヶ倉 女子登山	6名
	冬の天気講座	25名
12月	日本山岳会 浅間山 (前掛山)	6名
	スノーシューの装備・ウェアを学ぶ	9名
1月	鉢伏山 雪山登山 (歩き方講習)	17名
	イグルーづくり体験講習会	28名
	日本山岳会 天狗岳	6名

	スノーシューで楽しむ雪山ハイク	15名
	イグルーづくり体験講習会（追加開催）	0名
2月	読図 ルートファインディング	12名
	雪山講習会（2日間：西穂山荘）	23名
3月	ネイチャースキー体験講習会	12名
	合計	537名

(2) 情報発信

信濃毎日新聞における告知広告、公式ホームページ、Facebook 公式ページでの発信を合わせて、プログラムの開催情報を中心に情報発信を実施しました。

ア 信濃毎日新聞における告知広告

信濃毎日新聞社発行の MG プレスに広告を掲載

（令和4年8月11日・10月29日・令和5年3月4日）

イ 公式ホームページ

令和4年度実績 アクセスユーザー数：4,170 / ページビュー数：9,124

ウ Facebook 公式ページ

令和4年度実績 投稿記事数：85 / リーチ（ページビュー）数：32,486

(3) その他（行政施策と連動したイベント等）

ア NorikuraKogenTrails オープニングイベント

乗鞍高原に新しくオープンした NorikuraKogenTrails のオープン記念イベントとして、その魅力を県内外に伝えるため実施しました。

① 開催日時 令和4年6月11日（土）・12日（日）

② 実施概要 乗鞍高原内にチェックポイントを設置し、制限時間内に回るロゲイニングや MTB 講習会等を実施、ロゲイニングには県内外から88名が参加しました。

イ NORIKURA OUTDOOR SUMMIT

山や自然をフィールドとしたアクティビティの魅力を発信するため、アウトドアを楽しむと同時に学び、守っていく現場を体験できるトレイル整備や、MTB 講習や岩魚釣り等様々なワークショップ&クリニックに参加できるイベントを実施しました。

① 開催日時 令和4年9月10日（土）・11日（日）

② 実施概要 アウトドアやキャンプギアを取り揃えたマーケットブースや地元のマルシェが出店、トレイルランニング講座やロゲイニング等のアクティビティや夜には乗鞍の間伐材を利用した焚き火&トークタイムを開催しました。

ウ 松本城 week 城岳ブース

松本城の日を記念するイベント「松本城 week」に、山の魅力を発信するブースとして「城岳ブース」を出展

① 開催日時 令和4年11月3日（木・祝）～11月10日（木）

② 実施概要 松本城からアルプスの眺めを美しテラスのメニューとともに楽しめる「城岳テラス」、登山系 YouTuber とコラボし、登山の魅力を伝える「山 tuber シアター」を展開、城岳ブースには1日2,000人が来場しました。

34 「山の日」四方山祭り in 上高地

第1回「山の日」記念全国大会の理念を継承するため、祝日「山の日」に、上高地において「山の日」四方山祭り in 上高地を開催し、観光客や登山者に対して、全国大会の第1回目開催地が上高地であることや大会理念の浸透、また、山岳に関する課題等の周知を図りました。

- (1) 主催 環境省、林野庁、国土交通省、長野県、松本市、(一財)全国山の日協議会、上高地町会
- (2) 開催日 8月6日～14日(9日間)
- (3) 会場 上高地インフォメーションセンター
- (4) 内容 パネル展示、パンフレット・ノベルティの配付

35 乗鞍ゼロカーボンパーク推進事業

- (1) 経過と現状
将来ビジョン「のりくら高原ミライズ(乗鞍高原ビジョン)」に基づき、持続可能な観光地づくりのために乗鞍高原のゼロカーボン化を推進します。
- (2) 主な事業内容
乗鞍高原のゼロカーボン化の推進
- (3) 今後の取組み
 - ア のりくら高原ミライズ構想協議会を通じ、地域の観光事業者、住民等の関係者と密に連携し、各事業を推進します。また、乗鞍で暮らす住民と地域外で環境に関心のある方を対象に、持続可能な観光地づくりとゼロカーボン化についての普及啓発事業を行います。
 - イ 松本市乗鞍観光センターを従来の観光センター機能とともに、ゼロカーボン拠点としての機能を併せ持つ施設として再整備するため、基本構想・基本計画の策定を行い、併せてPFI手法の導入可能性を検討します。
 - ウ 「脱炭素先行地域」に選定された乗鞍高原についてゼロカーボンパークの具現化を推進します。特に、滞在意欲の高い新たな来訪者層を獲得するため、乗鞍観光センターをハブとした世界水準のサステナブルツーリズムモデルの形成を目指します。

36 中部山岳国立公園南部地域広域観光推進事業

- (1) 経過と現状
中部山岳国立公園南部地域を世界水準のナショナルパークとするために取組みを進めてきた「中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会」が、松本高山間の横断ルートの設定と、両市の連携強化を目的として、協議会内にプロジェクトチームを発足し事業を推進しています。
- (2) 事業名
松本高山Big Bridge構想実現プロジェクト
- (3) 今後の取組み
令和4年度、松本高山両市にまたがるルート名称を「北アルプス・トラバースルート」と決定し

たため、ルート内のコンテンツや魅力について積極的に宣伝します。

37 上高地対策事業

(1) 目標

上高地において、自然環境や景観の保全を図りつつ河床上昇対策や適切な管理用道路整備等に取組むことにより、自然景観や生物多様性の保全と安全な利用環境が両立した山岳観光地の形成を図ります。

(2) 主な経過

- | | | |
|----------|------|---|
| 平成 25 年 | 12 月 | 「上高地の当面の課題に関する松本市の対応方針」を策定 |
| 平成 26 年 | 7 月 | 環境省を主体とした上高地に関係する行政機関及び団体による「中部山岳国立公園上高地連絡協議会」が、「上高地ビジョン 2014」を策定 |
| | 9 月 | 国土交通省松本砂防事務所が、土砂移動のモニタリング調査を開始 |
| 平成 27 年 | 3 月 | 「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定 |
| 平成 27 年度 | | 管理用道路整備に係る調査、検討に着手 |
| 令和 2 年度 | | 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会が管理用道路整備計画を承認 |
| 令和 3 年度 | 11 月 | 上高地管理用道路整備工事に着手 |
| | 3 月 | 中部山岳国立公園上高地連絡協議会上高地河床上昇検討部会が「上高地における河床上昇対策の基本的な考え方と実施方針」を取りまとめ |
| 令和 4 年度 | | クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を実施 |
| | | 中部山岳国立公園上高地連絡協議会が上高地ビジョンの改定作業に着手 |

(3) 今後の取組み

- ア クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用するなど、情報発信を強化しつつ、財源確保を進めます。
- イ 河床上昇対策については、環境省と本市が中心となり、自然環境保護と防災の両立が図られた対策が進むよう調整を図ります。

38 上高地保存活用推進事業

国指定の特別名勝及び特別天然記念物である上高地について、保存と活用の推進を図るために、本市が文化庁から文化財保護法に基づく管理団体の指定を受ける取組みを進めています。

(1) 経過及び現状

ア 経過

- | | | |
|---------|-----|--|
| 平成 22 年 | 2 月 | 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）を策定 |
| 平成 25 年 | 3 月 | 県教委から管理団体の指定について提案 |
| 平成 27 年 | 3 月 | 松本市上高地対策「短期・中長期計画」を策定
管理団体指定の研究に取り組むことを明記 |
| 平成 31 年 | 4 月 | 改正文化財保護法施行。保存活用計画が制度化 |

令和 3 年 12 月 文化庁、環境省及び林野庁と合同協議
本市が管理団体となることが望ましいとの意見

令和 5 年 2 月 市議会総務委員協議会で管理団体指定について協議

イ 現状

文化財保護法では所有者が管理者と規定されていますが、上高地の大部分を所管している林野庁には、森林法及びその他関連法に基づく管理を超え、「文化財としての管理」を行うことは制度上困難です。

このため現在の上高地では「文化財としての管理者」が実質不在となっており、次のような問題が生じています。

(7) 行われるのは規制のみで、管理者が実施できる「保存活用に資する事業」が実施されていない。

(1) 管理者が策定すべき保存活用計画が策定されない。

(7) 保存活用計画が策定されないことにより、保存活用の方針が明確になっていないため、必要な事業であっても実現までに時間を要する。

(2) 今後の対応

ア 令和 5 年度末の指定を目指し、関係機関と協議を進めます。

イ 管理団体指定後、保存活用計画を策定します。

ウ 特に国立公園管理者である環境省と連携を密にし、国立公園であり文化財でもある上高地の保護と利用、保存と活用の調和と充実を図ります。